

厚生労働省
群馬労働局発表
平成27年7月6日

担 当	労働基準部賃金室
	室長 池田 弘一
	賃金指導官 飯泉 幸男
	電話 027-210-5005

平成27年度群馬県最低賃金の諮問について

—— 群馬労働局長が群馬地方最低賃金審議会へ最低賃金額改正を諮問 ——

本年7月3日、平成27年度第1回群馬地方最低賃金審議会（会長：河藤佳彦 高崎経済大学教授）が開催された。

同審議会において群馬労働局長（内田昭宏）は、審議会長に対して「群馬県最低賃金」の改正決定について諮問を行った。

今後、専門部会を設置して、8月中の答申に向けて審議を重ねる予定である。

現在の群馬県最低賃金は、「時間額721円」（平成26年10月5日発効）となっており、群馬県内の事業場で働くすべての労働者が適用を受けている。

[群馬県最低賃金（地域別最低賃金）額の推移（過去5年間）]

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
最低賃金額	688円	690円	696円	707円	721円
対前年引上額	12円	2円	6円	11円	14円
対前年引上率	1.78%	0.29%	0.87%	1.58%	1.98%